## 群馬東部水道企業団パブリックコメント実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、パブリックコメントについて必要な事項を定めることにより、企業団の政策形成における透明性及び公平性の向上を図ることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、企業団の基本的な政策の策定に当たり、立案する過程において住民等に案を公表し、住民等からの意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を広く求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する企業団の考え方を公表する一連の手続をいう。
- 2 この要綱において「実施機関」とは、企業長をいう。
- 3 この要綱において「住民等」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 企業団の給水区域内に住所を有する者
- (2) 企業団の給水区域内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 企業団の給水区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 企業団の給水区域内に存する学校に在学する者
- (5) 企業団に対して水道料金の支払をしている者
- (6) パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する者 (対象)
- 第3条 実施機関は、次に掲げる企業団の基本的な施策(以下「施策等」という。)に ついてパブリックコメントを実施するものとする。
  - (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定 ア 住民等の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例 イ 住民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
  - (2) 基本計画、経営計画、その他基本的な事項を定める計画の策定又は改廃
  - (3) その他実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを行わないことができる。
  - (1) 施策等の策定又は改廃について緊急を要する場合
  - (2) 施策等の策定又は改廃内容が軽微な場合
  - (3) 施策等の策定又は改廃について法令等に意見聴取手続が定められている場合
  - (4) 施策等の策定又は改廃内容が法令等に基づく場合 (施策案等の公表)
- 第4条 実施機関は、施策等を策定又は改廃しようとするときは、当該施策等に係る意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象施策等の案(以下「施策案」という。)を 公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により施策案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を 公表するよう努めるものとする。
  - (1) 施策案の趣旨、目的及び背景
  - (2) その他関連する資料で実施機関が必要と認めるもの (公表の方法)
- 第5条 前条に規定する公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、企業団のホームペ

- ージへの掲載等適切な方法によるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施策案及び関連資料が相当量に及ぶ場合は、実施機関が 指定する場所での閲覧のみすることができる。
- 3 施策案の公表に当たっては、その内容をできる限り分かりやすく提示するように努め、次に掲げる事項を明記するものとする。
  - (1) 施策案の名称
  - (2) 施策案に対する意見提出期間
  - (3) 施策案の入手方法

(意見の提出)

- 第6条 実施機関は、前条第1項の規定による公表を開始した日から30日以上の期間を定めて、施策案についての意見の提出(以下「意見提出」という。)を求めるものとする。ただし、30日以上確保できないときは、30日未満の期間とすることができる。
- 2 意見提出の方法は、次に掲げる方法により行う。
  - (1) 郵便
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 実施機関が指定する窓口への書面の提出
  - (5) その他実施機関が適当と認める方法
- 3 意見提出を行う者は、氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並 びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名を明らかにするものとする。ただし、 実施機関が特に認めた場合は、この限りでない。

(意見の処理)

- 第7条 実施機関は、意見提出により受けた意見を考慮して、施策等の意思決定を行う ものとする。
- 2 実施機関は、施策等の意思決定を行ったときは、群馬東部水道企業団情報公開条例 (平成28年群馬東部水道企業団条例第25号)第6条に規定する非開示情報に該当す るものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。
  - (1) 意見提出により受けた意見の概要
  - (2) 意見提出により受けた意見に対する実施機関の考え方
  - (3) 施策案の修正を行ったときは、修正した内容
- 3 前項の公表の方法は、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(一覧表の作成等)

- 第8条 実施機関は、パブリックコメントを行っている案件の一覧表を作成し、企業団のホームページへの掲載により常時情報を提供するものとする。
- 2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見提出期間、問い合わせ先を明記するもの とする。

(庶務)

第9条 パブリックコメントに関する事務は、企画課において処理するものとする。ただし、第5条から第7条までの規定に関する事務は、当該施策等の所管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。